

平成 30 年度

指導 監査 等 結果 報告 書

令和元年 6 月

子ども・福祉部

目 次

	ページ
1 社会福祉法人および社会福祉施設	1
2 介護保険サービス事業所	7
3 障害福祉サービス事業所	13
4 行政監査	17
5 公益法人等立入検査	18
6 その他	18

1 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「平成30年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(平成30年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人 (平成31年3月31日現在)

実施数	対象数
68	103

(注) 対象数は、平成30年度当初の三重県所轄法人数です。

② 社会福祉施設 (平成31年3月31日現在)

区分	実施数	対象数
生活保護施設	0	3
婦人保護施設	0	1
児童福祉施設	403 (うち保育所348、認定こども園35)	456 (うち保育所389、認定こども園39)
老人福祉施設等	76	457
障害者支援施設	18	39
計	497	956

(注) 対象数は、平成30年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した68法人のうち、6法人に対し、7件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 法人運営に関するもの 4件（57.1%）

- ・評議員となることができない者又は適当でない者が選任されている。
- ・理事が法令及び定款に定める手続きにより選任されていない。
- ・理事長が理事会で選定されていない。

イ 事業に関するもの 0件（0.0%）

ウ 管理に関するもの 3件（42.9%）

- ・社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えている。
- ・当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した497施設のうち、432施設に1,736件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 543件（31.3%）

- ・定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置していないなど苦情解決に適切に対応していない。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 1,193件（68.7%）

- ・管理規定等必要な規程が適切に整備されていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等健康管理が、適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
実施 68法人 指摘 6法人	I 法人運営	4 (57.1%)
	1 定款	0
	2 内部管理体制	0
	3 評議員・評議員会	1
	4 理事	3
	5 監事	0
	6 理事会	0
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	0
	II 事業	0 (0.0%)
	1 事業一般	0
	2 社会福祉事業	0
	3 公益事業	0
4 収益事業	0	
III 管理	3 (42.9%)	
1 人事管理	0	
2 資産管理	0	
3 会計管理	0	
4 その他	3	
計		7 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

指摘項目	適切な利用者支援の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	利用者支 援の充実	生活環境 等の確保	自立への 支援援助 その他	運営管理 体制の確 立	職員の確 保、処遇 充実	防災対策 への取組 その他	
社会 福祉施設							
生活保護施設	0	0	0	0	0	0	0
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	430	54	0	209	388	351	1,432
老人福祉施設等	36	14	0	101	58	57	266
障害者支援施設	7	2	0	10	8	11	38
計	473 (27.2%)	70 (4.0%)	0 (0%)	320 (18.4%)	454 (26.2%)	419 (24.1%)	1,736 (100.0%)
実施497施設 指摘432施設	543 (31.3%)			1,193 (68.7%)			

(注) 1 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設です。

2 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、無料低額介護老人保健施設です。

3 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

平成30年度は、8法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由およびその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に随時特別監査を実施していますが、平成30年度は対象となる法人および施設はありませんでした。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、平成30年度は対象となる法人はありませんでした。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、平成30年度は対象となる法人はありませんでした。

(8) 市との連携について

平成25年4月1日から社会福祉法人認可事務と法人指導監査の権限の一部が市へ移譲されたため、市と合同で法人役員等に研修会を開催しました。

また、市職員を対象に研修会を開催し、権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図りました。

- 平成30年7月3日に社会福祉法人役員および幹部職員研修会を市と合同で開催しました。

- ・対象法人 321法人中273法人が出席

- 市担当者会議（研修会）を開催し、法人運営や指導監査調書について説明するなど、法人の指導監査における指導事項の平準化を図りました。

	開催日	出席者数
第1回研修会	平成30年 4月24日	27人
第2回 "	平成30年 6月18日	20人

- 円滑な指導監査を実施するため、県庁において県・市連絡会議を開催しました。

開催日	出席者数
平成30年4月24日	27人
平成30年6月18日	20人

(参考)

所轄庁ごとの社会福祉法人数および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉法人数	所轄社会福祉施設数
津市	38	—
四日市市	32	—
伊勢市	23	—
松阪市	26	—
桑名市	16	—
鈴鹿市	30	—
名張市	8	—
尾鷲市	2	—
亀山市	9	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	9	—
三重県	104	956
愛知県	1	—
岐阜県	1	—
奈良県	1	—
和歌山県	1	—
国	1	—
計	321	

- (注) 1 社会福祉法人数は、平成31年4月1日現在
2 社会福祉施設数は、平成30年4月1日現在
3 国・他県・市の指導監督となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設956施設の指導監査は、三重県が実施します。

2 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「平成30年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施しました。

なお、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(平成30年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② 職員による虐待行為（身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ④ 危機管理への取組（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑤ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか等）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象3, 279介護施設・事業所のうち、170介護施設・事業所に実地指導を、14事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を2, 248介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導等の実施状況

(平成31年3月31日現在)

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延3日)	2, 248	3, 279
2 実地指導		
(介護給付サービス事業)		
訪問介護事業所	41	569
訪問入浴介護事業所	3	27
訪問看護事業所	8	161
訪問リハビリテーション事業所	2	20
居宅療養管理指導事業所	0	30
通所介護事業所	37	460
通所リハビリテーション事業所	2	126
短期入所生活介護事業所	10	213
短期入所療養介護事業所	2	87
特定施設入居者生活介護事業所	3	58
福祉用具貸与事業所	6	150
特定福祉用具販売事業所	5	147
介護老人福祉施設	8	159
介護老人保健施設	1	77
介護療養型医療施設	0	11
介護医療院	0	0
小計	128	2, 295
(予防給付サービス事業)		
訪問介護事業所 (過年度分)	2	—
訪問入浴介護事業所	3	26
訪問看護事業所	8	154
訪問リハビリテーション事業所	2	19
居宅療養管理指導事業所	0	30
通所介護事業所 (過年度分)	1	—
通所リハビリテーション事業所	2	124
短期入所生活介護事業所	8	198
短期入所療養介護事業所	2	85
特定施設入居者生活介護事業所	3	50
福祉用具貸与事業所	6	151
特定福祉用具販売事業所	5	147
小計	42	984
計	170	3, 279
3 随時監査		
通所リハビリテーション事業所	1	—
短期入所生活介護事業所	2	—
短期入所療養介護事業所	1	—
特定施設入居者生活介護事業所	1	—
介護老人福祉施設	3	—
介護老人保健施設	1	—
小計	9	—
介護予防通所リハビリテーション事業所	1	—
介護予防短期入所生活介護事業所	2	—
介護予防短期入所療養介護事業所	1	—
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	—
小計	5	—
計	14	—

(注) 「対象数」は、平成30年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

(3) 実地指導結果

① 介護給付サービス事業分

実地指導を実施した128介護施設・事業所のうち、123介護施設・事業所に674件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの

18件 (2. 7%)

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・生活相談員の配置が適切でない。
- ・サービス提供責任者の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの

599件 (88. 9%)

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行った際の、態様、時間帯、見直し状況等の記録がない。
- ・管理者による職員及び業務の管理が一元的に行われていない。
- ・雇用契約書等により事業所における職員の勤務体制を明確にしていない。
- ・訪問介護事業所と併設の有料老人ホームの兼務職員に関し、勤務日時、勤務内容が明確に区分されていない。
- ・地震等非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順等を定めた具体的な計画が作成されていない。
- ・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの

37件 (5. 5%)

- ・個別機能訓練加算について、訓練の効果、実施方法等に対する評価の記録が十分でない。
- ・口腔衛生管理体制加算について、口腔ケアマネジメント計画への記載が十分でない。
- ・同一建物減算について、要件に該当するにもかかわらず行われていない。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、当該加算の導入時からの処遇改善加算の経緯や具体的な処遇改善内容が、介護職員等に対し周知されていない。

② 予防給付サービス事業分

指導を実施した42介護事業所のうち、35介護事業所に176件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの

4件（2.3%）

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・生活相談員の配置が適切でない。
- ・サービス提供責任者の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの

160件（90.9%）

- ・職員の健康管理のための健康診断が行われていない。
- ・雇用契約書等により事業所における職員の勤務体制を明確にしていない。
- ・非常災害対策について、大規模地震の発生を想定し、テレビおよびロッカー等の転倒防止策が講じられていない。
- ・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの

4件（2.3%）

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の算定について、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であることの確認と記録がない。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、当該加算の導入時からの処遇改善加算の経緯や具体的な処遇改善内容が、介護職員等に対し周知されていない。

なお、平成30年度実地指導における、介護報酬の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額（円）
7	7,493,030

（注）平成31年4月末までに確定した金額です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（平成31年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所		13	217	11	4	245
訪問看護事業所		2	27	1	2	32
訪問リハビリテーション事業所		—	7	—	—	7
通所介護事業所		1	170	14	5	190
通所リハビリテーション事業所		—	5	—	—	5
短期入所生活介護事業所		—	55	1	3	59
短期入所療養介護事業所		—	6	—	—	6
特定施設入居者生活介護事業所		—	6	2	—	8
福祉用具貸与事業所		2	39	—	2	43
特定福祉用具販売事業所		—	16	—	2	18
介護老人福祉施設		—	46	7	1	54
介護老人保健施設		—	5	1	1	7
計						
〔 実施128施設・事業所 〕		18	599	37	20	674
〔 指摘123施設・事業所 〕		(2.7%)	(88.9%)	(5.5%)	(3.0%)	(100.0%)

（注）小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（平成31年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所		1	14	—	—	15
訪問看護事業所		1	25	1	2	29
訪問リハビリテーション事業所		—	7	—	—	7
通所介護事業所		—	6	—	—	6
通所リハビリテーション事業所		—	5	—	—	5
短期入所生活介護事業所		—	40	1	2	43
短期入所療養介護事業所		—	2	—	—	2
特定施設入居者生活介護事業所		—	6	2	—	8
福祉用具貸与事業所		2	39	—	2	43
特定福祉用具販売事業所		—	16	—	2	18
計						
〔 実施42施設・事業所 〕		4	160	4	8	176
〔 指摘35施設・事業所 〕		(2.3%)	(90.9%)	(2.3%)	(4.5%)	(100.0%)

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた2事業者の14介護事業所に監査を実施し、その6介護事業所に対して50件の指導を行いました。

指導の主な内容は次のとおりです。

(指導事項)

- ・ 人員配置基準違反について早急に改善すること。
- ・ 虐待が発生した根本的な原因を究明し、その発生原因に対する有効な再発防止策を策定するとともに、具体的な進行管理を行い、二度と虐待を発生させないようにすること。
- ・ 管理者は、当該事業所に常勤かつ専従で勤務するとともに、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理業務を一元的に行うこと。

なお、監査の結果、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

3 障害福祉サービス事業所

(1) 障害福祉サービス事業所の実地指導および監査

「平成30年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施しました。

なお、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(平成30年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか等）
- ② 職員による虐待行為（身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ④ 危機管理への取組（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑤ 就労継続支援A型事業所の運営状況（利用者に支払う賃金が自立支援給付費から支払われていないか等）
- ⑥ 放課後等デイサービス事業所の運営状況（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか等）
- ⑦ 就労系サービスの経理状況（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

1, 733 指定施設・事業所のうち、68 施設・事業所に実地指導を、4 事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を1, 375 施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表6 指導等の実施状況

(平成31年3月31日現在)

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延3日)	1, 375	1, 733
2 実地指導		
居宅介護事業所	11	308
重度訪問介護事業所	7	225
同行援護事業所	1	90
行動援護事業所	0	12
療養介護事業所	0	5
生活介護事業所	2	173
短期入所事業所	1	91
重度障害者等包括支援事業所	0	0
自立訓練(機能訓練)事業所	0	1
自立訓練(生活訓練)事業所	0	16
就労移行支援事業所	2	39
就労継続支援(A型)事業所	14	75
就労継続支援(B型)事業所	8	223
障害者支援施設	0	39
共同生活援助事業所(包括型)	2	101
共同生活援助事業所(外部型)	0	8
地域移行支援事業所	0	29
地域定着支援事業所	0	27
児童発達支援事業所	6	87
医療型児童発達支援事業所	0	0
放課後等デイサービス事業所	14	171
保育所等訪問支援事業所	0	5
福祉型障害児入所施設	0	4
医療型障害児入所施設	0	4
計	68	1, 733
3 随時監査		
児童発達支援事業所	2	—
放課後等デイサービス事業所	2	—
計	4	—

(注) 「対象数」は、平成30年度当初の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した68施設・事業所のうち、61施設・事業所に431件の改善指導等を行いました。

主な内容は次のとおりです。

ア 人員に関する基準に関するもの 11件(2.6%)

- ・従業員の員数が基準を満たしていない。
- ・サービス管理責任者の配置が適切に行われていない。

イ 運営に関する基準に関するもの 376件(87.2%)

- ・内容および手続きの説明、同意が適切に行われていない。
- ・定員を超えた利用者を受け入れている。

- ・ 職員の健康管理のための健康診断が行われていない。
- ・ 利用者の家族の個人情報を利用するにあたり、家族の同意がない。
- ・ 個別支援計画の作成に伴う一連の業務が適切に行われていない。
- ・ 非常災害対策について、地震、水害、火災等の対応マニュアルが整備されていない。
- ・ 定期的に避難、消火その他必要な訓練が行われていない。
- ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。

ウ 給付費等の算定に関するもの 32件（7.4%）

- ・ 加算要件を満たしていないにもかかわらず、請求が行われている。
- ・ 欠席時対応加算における対応状況の記録が十分でない。

なお、平成30年度実地指導における、給付費等の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額（円）
5	7,009,860

（注）平成31年4月末までに確定した金額です。

表7 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（平成31年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所		3	54	1	2	60
重度訪問介護事業所		—	10	1	—	11
同行援護事業所		—	4	—	—	4
短期入所事業所		—	8	1	2	11
生活介護事業所		—	13	1	3	17
就労移行支援事業所		1	13	2	—	16
就労継続支援（A型）事業所		—	103	6	—	109
就労継続支援（B型）事業所		—	54	4	—	58
共同生活援助事業所		—	13	1	1	15
児童発達支援事業所		2	32	6	1	41
放課後等デイサービス事業所		5	72	9	3	89
計						
〔 実施 68施設・事業所 〕		11	376	32	12	431
〔 指摘 61施設・事業所 〕		(2.6%)	(87.2%)	(7.4%)	(2.8%)	(100.0%)

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の4福祉サービス事業所に監査を実施し、その4福祉サービス事業所に対して11件の指導を行いました。

指導の主な内容は次のとおりです。

(指導事項)

- ・定員超過の状況が常態化している状況が確認できたので、今後、定員を超えた利用者の受け入れは行わないこと。
- ・児童指導員等配置加算の算定においては、日々の職員の配置状況を確認するとともに、加算要件を満たさない場合は請求を行わないこと。
- ・児童指導員等加配加算の算定においては、日々の職員の配置状況を確認するとともに、加算要件を満たさない場合は請求を行わないこと。
- ・児童指導員等配置加算、児童指導員等加配加算について、過去の状況を精査したうえで、過誤調整すること。

なお、監査の結果、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

4 行政監査

(1) 福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「平成30年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

(2) 実施状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	実 施 数	対 象 数
県福祉事務所	0	4
児童相談所	0	5
市町福祉行政	27	29

(3) 指摘事項

① 市町福祉行政

監査を実施した27市町のうち、11市町に17件の指摘を行いました。
内容は次のとおりです。

ア 児童福祉行政事務処理体制の状況	6件 (35.3%)
イ 要保護児童等の把握	1件 (5.9%)
ウ 保育の実施事務処理状況	7件 (41.2%)
エ 保育所運営費の事務処理状況	2件 (11.8%)
オ 入所施設措置費等の事務処理の状況	1件 (5.9%)

表8 市町行政監査の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

指摘項目 市 町	事務処理体制の状況	要保護児童等の把握	保育の実施事務処理	保育所運営費の事務処理	入所施設措置費等の事務処理	計
児童福祉行政 実施12市15町 (指摘5市6町)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	17 (100.0%)

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

5 公益法人等立入検査

(1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する公益法人のうち、1公益財団法人の検査を実施しました。

(2) 実施状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	実施数	対象数
公益法人 ^{※1}	1	5
公益社団法人	0	1
公益財団法人	1	4
移行一般法人 ^{※2}	—	5
一般社団法人	—	2
一般財団法人	—	3
計	1	10

(注) 「対象数」は平成30年度当初の子ども・福祉部所管法人数です。

(※1) 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。

(※2) 特例民法法人から移行の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人となり、公益目的支出計画を実施中である法人です。

(3) 指摘事項

検査を実施した1公益財団法人について、指摘事項はありませんでした。

6 その他

(1) 社会福祉法人役員および幹部職員研修会

社会福祉法人、社会福祉施設の役職員の資質向上等を図ることを目的に、次の研修を実施しました。

研修会名	日数	対象法人数	参加法人数	参加率
社会福祉法人役員 および幹部職員研修会	1	321	273	85.0%

(注)対象法人数は、平成30年7月3日(開催日)現在。